

平成26年度包括外部監査 意見に対する対応状況一覧(平成28年4月28日現在)

頁	項目名	意見の内容	対応内容	対象部局
75	番号1: ふくしまからはじめよう。情報プラットフォーム運営業務	<p>当該事業は、Facebookの媒体を用いて、福島県部局の情報発信を行っている。そして、発信する情報の取りまとめは広報課が担っており、評価指数の実績、ページ登録者等のFacebookへ投稿されたコメント内容等は、研修で共有している。しかし、文書化して福島県各部局に共有されていない。</p> <p>当該評価指標の実績を、文書化して各部局へフィードバックすべきである。それにより、上記目的に掲げている「各部局が連携を図り一体感を持って、ふくしまの魅力と今を国内外に発信」を、さらに効果的に行えるような仕組みづくりが求められる。特に事業内容として、全職員がFacebookに参加し、投稿するための職員研修を行っているが、より一層広報課だけが入手できる情報を各部局に文書で共有し、効果的な情報発信ができるような仕組みづくりが求められる。</p> <p>また、人事ローテーションに備え、事業を客観的に測定し、翌年度の改善へつなげるため、定性的な情報についても、文書化して当該事業担当者のノウハウの共有を図る体制を構築すべきである。</p>	<p>平成27年度においては、文書化した評価指標の実績や効果測定報告書により、各部局と共有を図った。</p> <p>翌年度の改善へつなげるため、評価指標の実績や定性的な情報を基にした分析を文書化して課内で共有を図っている。</p>	知事公室
89	番号12: ふくしまからはじめよう。キビタン絆育成事業業務	<p>当該事業のうち、幼稚園や小学校等の訪問については、継続事業となっている。翌年度の予算要求をする際に、当該事業の成果を説明していることから一定の事業評価は行われているものと判断する。しかし、事業評価を行っていることについて、文書が残されていない。事業の改善点を把握すること、良好な評価を更に推進すること、担当者の異動にも対応できるようにしておくこと等から事業評価結果を文書化しておくことが必要である。</p> <p>なお、全国のご当地キャラが集うイベントについては、平成26年度から実行委員会が組成されているが、実行委員会では事業評価を行っているとの説明を受けた。</p>	<p>事業評価を文書化し、事業の改善点の把握、良好な評価の更なる推進、担当者の異動への対応ができるようにした。</p>	知事公室
91	番号13: 「ふくしまからはじめよう。」動画発信事業業務	<p>選定方法は、指名業者からの提案を審査し選定を行う企画コンペ方式であり、審査員が、定められた審査項目について、点数による書面審査を実施し、総合得点を参考に最終審査を行い、最も優れた提案者と次点者を特定することになっている。</p> <p>当該事業については、指名業者4者のうち3者が辞退したことから、審査方法を点数による書面審査から提案の内容が適切かどうかを審査する方法に変更している。したがって、審査結果を通知する際に行う発議において、審査方法の変更についても伺いを行っておくべきである。</p>	<p>平成27年度契約分より、提案は1社のみの場合は、審査員の点数の総得点が半分以上の場合に採用するものとし、加えて採用の判断には内容を「適」とする審査員が半数を超えていることも考慮する旨、伺い時に付記した。</p>	知事公室
92	番号14: ふるさとの絆電子回覧板事業	<p>県は、避難者に配布したデジタルフレーム、タブレット端末につき、その利用実績について各市町村から報告を受けている。しかし、当該端末等につき、月に一度でも使用すれば、当月は使用実績ありとしてカウントする等、その利用実態を適切に表しているか甚だ疑問である。</p> <p>適正な指標を設定の上、PDCAサイクルに従い、当該事業の評価、改善を行うべきである。</p>	<p>従来の利用実績集計方法等を検証し、通信料等の利用実績に応じた定量的な集計ができるよう、改善を図っていく。</p>	知事公室
94	番号15: ふくしまからはじめよう。キビタン元気発信事業	<p>県内における雇用創出のため、県内に事務所がある関連事業者のうち、緊急雇用創出基金事業によるプロモーション活動の事業実績や広報関連のノウハウを十分有している5者を企画コンペの参加選定業者としている。</p> <p>ア 4者については、企画コンペの不参加を表明しているが、不参加となった理由については、調査を行っていない。点数による評価を行っているものの、実際には企画内容の適否判断となっているが、企画コンペを行えるように不参加理由を調査しておくことが必要である。</p> <p>イ 県として設計書を作成するために、単独随意契約の相手先から見積書を徴取しているが、見積書に記載されている項目が、収支決算書と整合していない。最終的に収支決算書の金額を分析するためには、収支決算書を想定した見積書の徴取が望まれる。なお、収支決算書は、当初から別紙様式となっている。</p>	<p>ア 次回企画コンペの開催時に活用するため、平成27年度事業については、不参加理由の調査を行った。</p> <p>イ 平成27年度事業については、収支決算書を想定した見積書に見直した。</p>	知事公室

頁	項目名	意見の内容	対応内容	対象部局
99	番号19: 県南地方観光推進事業「桜」プロジェクト業務委託	当該事業は、新規雇用者数等の評価指標を設けているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。	平成26年度の実績報告から、新規雇用者数等の評価指標に基づく分析結果を文書化し、適切なノウハウの引継ぎを行うこととした。	総務部
100	番号20: 会津観光再興キャンペーン事業	当該事業は、新規雇用者数等の評価指標を設けているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。	平成27年3月に、委託事業者へヒアリングを行い、平成26年度事業の評価調書を作成し、平成27年度事業実施につなげることとした。	総務部
101	番号21: 奥会津魅力発信PR強化事業	当該事業は、ホームページアクセス数等の評価指標を設けているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。	当該事業は平成25年度をもって終了しているが、平成26年12月から実施している類似事業について評価調書を作成し、平成27年度事業実施につなげることとした。	総務部
104	番号24: 「おいでよ！南会津。」プロモーション強化事業	当該事業は、新規雇用者数等の評価指標を設けているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。	今後は、実績報告の提出を受けた際、当該評価指標に基づく分析結果を文書化し、適切なノウハウ等の引継ぎを行うこととした。	総務部
105	番号25: 南会津観光未来戦略・活力向上事業	当該事業は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。当受託者から受ける実績報告をもとに、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善に繋げる必要がある。 また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。	今後は、実績報告の提出を受けた際、当該報告を評価・分析するとともに、分析結果を文書化し、適切なノウハウ等の引継ぎを行うこととした。	総務部
111	番号30: 「5県ループ交流事業」業務委託	発議書における支出負担行為調書番号に誤記がある。適切な番号を記載すべきである。	債権者登録情報に誤りがあったため、当初の調書を取り消し再度調書の作成をしたことによる誤記。今後は、複数名で発議書等の記載内容を確認するなど、適切に事務を行う。	企画調整部
111	番号30: 「5県ループ交流事業」業務委託	当該事業の目的は、緊急雇用対策として雇用機会の創出を行うこと並びに5県内はもとより、首都圏や東北圏等からの誘客を図り、東日本大震災の風評被害の払拭、福島県の観光復興及び振興に寄与することとある。しかし、仕様書において、前者の目的を達成するために最大限の努力をするよう求めるとの記載があるが、後者の目的の記載がなされていない。当該目的を委託契約書に記載することにより、受託者に目的を明示する必要がある。	仕様書に、「本業務は、首都圏等から北関東磐越5県のループ状の高速道路ネットワークを活用して誘客を図り、本県の東日本大震災の風評払拭及び観光振興に寄与することを目的とし～」と記載し、「雇用機会の創出」とともに、「風評払拭・観光振興」が本業務の目的であることを明記した。	企画調整部
113	番号32: ラジオ放送を活用した「復興に向けて歩む地域コミュニティ」からの情報発信事業業務委託	当該事業は雇用者数を評価指標にしているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。	評価指標の設定等については、当該事業だけではなく全庁的かつ全事業的な課題であることから、今後、他部局の動き等を注視しながら検討していく。 (H27年度で事業終了)	企画調整部
113	番号32: ラジオ放送を活用した「復興に向けて歩む地域コミュニティ」からの情報発信事業業務委託	当該事業に係る成果品(委託契約書第10条第1項)として、業務委託仕様書5(3)において「乙による自己評価等」と定めている。しかし、乙、すなわち受託者より、県は当該成果品を受領していない。当該受託者からの自己評価を入手し、当該評価結果を基に、翌年度以降の事業計画や予算計画の改善、また翌年度以降の企画コンペの業者選定指標に新たな評価基準を設ける等、その改善につなげるべきである。	成果品のうち自己評価等については、委託事業者に提出を求め、受領済みである。 新たな評価基準の設定等については、その基となる評価指標の設定等、全庁的な課題であることから、今後、他部局の動き等を注視しながら検討していく。 (H27年度で事業終了)	企画調整部
126	番号49: 東日本大震災中央子ども支援センター業務委託	当該事業は、具体的な数値目標を掲げておらず、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。当該事業が具体的な数値目標を掲げることができない事業であるとしても受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。 また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。	受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、文書化して残し、翌年度以降の予算計画の改善や担当者ローテーションに際して適切なノウハウの継承ができるようにする。	保健福祉部

頁	項目名	意見の内容	対応内容	対象部局
127	番号50:震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究業務	<p>当該事業は、具体的な数値目標を掲げておらず、県は受託者より報告書や提言を受けているものの、県としての分析を行っていない。当該事業が具体的な数値目標を掲げることがない事業であるとしても、受託者から受ける報告書等を基に、県として評価・分析する必要がある。</p> <p>また、当該事業が単年度で完結する調査業務という特性を捉えても、一連の業務委託が効果的かつ効率的になされていたかを事後的に評価・分析することは、翌年度以降の他の事業の設計に当たって有用である。</p> <p>そして、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該評価・分析結果は、文書化すべきである。</p>	<p>本事業は震災後の県民の子育てに関するニーズ調査を目的としており、委託先との間で①こどもの施策に係る意向調査、②人材育成の視点から施策のあるべき姿を明らかにする③子育て支援の課題を明らかにすることを決定し、事業を実施したものである。この成果については、平成26年に「うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)」を「ふくしま新生子ども夢プラン」に改訂した際に、子ども・子育て会議における検討を経て、改めて分析・評価し、施策に反映している。</p>	保健福祉部
128	番号51:母子家庭等就業・自立支援センター事業	<p>評価指標は前年度実績としており具体的な数値による評価指標を定めていないため、事業の事後評価がなされておらず、事後評価に基づく翌年度以降の改善がなされていない。</p> <p>就職者数、求人情報等提供件数等により、具体的な数値目標を定める必要がある。その上で当該具体的な目標数値に基づいて、受託者より月次で報告を受ける職業紹介実績報告等により事業を定期的に分析・評価することにより、翌年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映すべきである。</p>	<p>具体的な数値目標を定め、受託者から受ける実績報告を基に県として評価・分析し、その結果を翌年度以降の事業計画や予算編成に反映させることとした。</p>	保健福祉部
129	番号52:ひとり親就業サポート強化事業	<p>当該事業は、評価指標にセンター求人情報数、就職者数及びプログラム策定件数を定めているが、当該評価指標に基づく事後評価を実施しておらず、事後評価に基づく翌年度以降の計画に反映がなされていない。当該評価指標に基づいて、定期的に受託者より受ける実施結果報告等を活用することにより、事業を分析・評価を実施し、翌年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映させるべきである。</p>	<p>今後は、受託者から受ける実績報告を基に事業を評価・分析し、その結果を翌年度以降の事業計画や予算編成に反映させることとした。</p>	保健福祉部
130	番号53:平成25年度母子の健康支援事業	<p>当該事業は、特段評価指標を設けていない。当該事業は、その内容から具体的な数値目標を掲げることがない事業であると言える。しかし、少なくとも受託者より受ける実績報告書等を基に、電話相談の件数、母乳検査申込件数等を前期実績と比較し、事業の結果に対して適正に評価・分析することにより、翌年度以降の予算計画に織り込むことにより効果的な業務運営を図る体制を整えるべきである。</p> <p>また、当該評価結果を文書として残すことにより、人事ローテーションに備えた担当者間のノウハウの引継ぎを図るべきである。</p>	<p>実績報告書等を基に、事業の実績を経年的に比較、分析し、次年度の事業計画や予算編成の参考にする。また、評価結果を文書として残し、担当者間のノウハウの引継ぎを図ることとした。</p>	保健福祉部
131	番号54:ひとり親家庭自立支援対策強化業務	<p>当該事業は、求人情報数及び就職者数を評価指標としているが、年間目標に対して、受託者より、当該実績を入手しているものの、事業結果の評価・分析が行われた証跡が確認できなかった。</p> <p>当該評価指標に基づいて受託者から届けられる求人開拓実績や就職者一覧を基に、当該事業の分析・評価を実施し、翌年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映させるべきである。</p> <p>また、当該評価結果を文書として残すことにより、人事ローテーションに備えた担当者間のノウハウの引継ぎを図るべきである。</p>	<p>実績報告書等を基に事業の実績を分析し、次年度の事業計画の参考にする。また、評価結果について、文書として残し、担当者間のノウハウの引継ぎを図ることとした。</p>	保健福祉部
132	番号55:看護職就業支援情報メールサービス事業	<p>当該事業は、評価指標として運営サイトのアクセス数等を設けている。しかし、当該指標に基づく分析結果を文書化していない。受託者より分析可能な情報を入手しているため、県としての総括を作成する必要がある。</p> <p>そして、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。</p>	<p>平成26年度に看護師等業務従事者届を利用して、県内における就業中の全看護職員に対し、本事業で作成したサイトの利用経験の有無を調査することでより詳細に事業を分析した。</p> <p>そして、平成27年度中に、上記を含めたこれまでの実績等の分析結果を文書化し、またサイトのリニューアルを行い、より効果的な事業とするよう取り組む。</p>	保健福祉部

頁	項目名	意見の内容	対応内容	対象部局																												
133	番号56: 学生向け介護職員初任者研修業務委託	<p>当該事業について、受託者からの実施報告内訳書によると地区別修了者を計画人数と比較すると以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区別</th> <th>計画人数</th> <th>修了人数</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>15名</td> <td>16名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>20名</td> <td>26名</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>会津</td> <td>15名</td> <td>2名</td> <td>△13名</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>5名</td> <td>1名</td> <td>△4名</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>15名</td> <td>13名</td> <td>△2名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>70名</td> <td>58名</td> <td>△12名</td> </tr> </tbody> </table> <p>当初の計画人数を下回ることが明らかとなったことから、委託変更契約を締結している。担当者からは、目標が未達となった原因として、教員の理解不足やイメージ等を挙げている。また、就職活動状況報告書でのフォローを実施しているとの回答を得た。</p> <p>回答では、実績に基づいた評価結果を行っているとの印象を受けたものの、文書化された証跡を確認することはできなかった。</p> <p>当該評価結果を文書として残すことにより、当該事業の次年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映させるべきである。更に人事ローテーションに備えた担当者間のノウハウの引継ぎを図るべきである。</p>	地区別	計画人数	修了人数	差異	県北	15名	16名	1名	県中	20名	26名	6名	会津	15名	2名	△13名	相双	5名	1名	△4名	いわき	15名	13名	△2名	計	70名	58名	△12名	各年度の実施結果に基づく事後評価と、それを反映させた事業実施状況を文書で作成し、担当者間のノウハウの引継ぎを図ることとする。	保健福祉部
地区別	計画人数	修了人数	差異																													
県北	15名	16名	1名																													
県中	20名	26名	6名																													
会津	15名	2名	△13名																													
相双	5名	1名	△4名																													
いわき	15名	13名	△2名																													
計	70名	58名	△12名																													
137	番号58: 生活困窮者自立促進モデル事業	<p>当該事業は、具体的な数値目標を設定することがなされない事業と言え、県は、特段事後評価を行っていない。しかし、当該事業をモデル事業と位置付けている以上、平成27年度開始の本事業がより効果的かつ効率的に実施できるよう、受託者からの結果報告書等を基に当該事業を評価・分析し、文書化すべきである。</p> <p>また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備える観点からも、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該評価・分析結果は、文書化すべきである。</p>	受託者からの結果報告書を基に当該事業を分析し、文書化することで、本事業の効果的かつ効率的な実施及びノウハウ等の引継ぎを行うこととする。	保健福祉部																												
139	番号59: 福祉・介護人材緊急雇用支援事業	<p>検査調書の単価及び金額の訂正につき、訂正印が押されていない不備がある。単価、金額等を訂正する場合は、当該訂正箇所には訂正印を押印することにより訂正の事実を明瞭に示すべきである。</p>	速やかに訂正印を押印するとともに、今後同様の誤りが起きないようにする旨を周知徹底した。	保健福祉部																												
139	番号59: 福祉・介護人材緊急雇用支援事業	<p>委託事業者のPRにより、実績が変更後見積りを大幅に上回っているが、短期雇用者が多い。具体的には、118名雇用した内、64名(約54%)が継続雇用である。</p> <p>雇用者数が当初仕様書、変更後仕様書と下落し、実績が激増しているにもかかわらず、県は、その原因につき十分な検証をせず、事後評価を文書でもって作成していない。</p> <p>目標数と実績に大きく乖離があった場合は、事後評価としてその増減の原因分析をする必要がある。そして、原因分析の結果を文書化することにより、ノウハウの引継ぎを図るとともに、翌年度以降の予算や事業計画に反映させる必要がある。</p>	目標数と実績数にかかる増減分析や派遣期間終了後の就業状況等の内容を文書化し、委託業者と共有することによって、次年度以降の事業計画や予算策定に反映させることとする。	保健福祉部																												
141	番号60: 福祉・介護人材育成就業支援事業	<p>当該事業は、新規雇用失業者数を評価指標として掲げている。しかし、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。</p>	新規雇用失業者数の把握のみならず、派遣期間終了後の就業状況や資格取得状況等も含めた分析結果を文書化し、委託業者に対してフィードバックを行うとともに、次年度以降の事業計画や予算策定に反映させることとする。	保健福祉部																												

頁	項目名	意見の内容	対応内容	対象部局
142	番号61:うつくしま、ふくしま。健康福祉祭開催事業	<p>当該事業は、具体的な数値目標を定めておらず、事後的な評価を行っていない。平成25年度事業においては、第21回の大会開催であり、その大会の継続状況や大会参加人数から、当該事業の有用性を伺い知ることはできる。</p> <p>しかし、当該事業の高齢者の健康と生きがいを推進し、高齢者の社会活動の振興を図るという目的達成に向け、大会参加者の満足度を高める等、効果的な事業運営は求められるものである。したがって、例えば、競技ごとの定員数とその応募者数について委託事業者に報告を求め、翌年度以降の競技の入替、競技定員の見直しの検討等、事業を総括的に評価し、翌年度以降の改善につなげるべきである。</p>	<p>競技ごとに検討・評価を行った結果、応募者数の少ないウォークラリーを廃止する等の見直しを行ったところであるが、新たな競技種目の追加や定員増については現在関係機関と検討中である。</p>	保健福祉部
143	番号62:高齢者の健康・生きがいづくり事業	<p>当該事業の支出には、受託者役員の人件費と大会参加者の旅費が含まれている。そして、当該事業は、大会参加者の旅費につき、当役員分は全額負担とし、選手分については平成25年度全国健康福祉祭派遣旅費支給基準に基づき積算している。しかし、受託者より受ける収支報告書は、当役員分と選手分の旅費が合算された形式で報告されているため、当該積算価格と実績の乖離について検証ができない。</p> <p>したがって、実績値の透明性を確保し、積算価格と実績額を比較して検証できるようにするため、旅費については当役員分と選手分に分けて報告するよう、受託者に求める必要がある。</p>	<p>平成26年度分の収支決算書から、選手分と役員分の旅費を分けて記載し、それぞれの実績額が明確になるようにした。</p>	保健福祉部
143	番号62:高齢者の健康・生きがいづくり事業	<p>受託者は、平成25年度事業において、課税事業者としての届出がある。しかし、受託者より収受している収支計算書(委託契約第11条に基づく県指定様式第5号)では、支出の合計金額が消費税込の金額として表示しているに留まり、受託者が負担した消費税の金額が明らかになっていない。</p> <p>受託者に対し、支出額のうち、消費税の金額が事後的に検証できるよう、委託契約第11条に基づく県指定様式第5号を改める必要がある。また、消費税の取扱いについて契約書等により明記し、適切な転嫁を図る必要がある。</p> <p>なお、当該事業においては、契約書等においても、消費税の取扱いは明記していなかったが、受託者が負担すべき消費税収支差額を適切に税務署に納付しており、収支報告書の収入・支出の誤りは発見されなかった。</p>	<p>平成26年度分の収支決算書から、支払消費税相当額を記載し、受託者が負担した消費税の金額が明確となるようにした。</p>	保健福祉部
145	番号63:高齢者相談総合センター運営事業	<p>当該事業は、具体的な数値目標を掲げておらず、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。当該事業が具体的な数値目標を掲げることができない事業であるとしても、受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。</p> <p>また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。</p>	<p>実績報告に基づき、年金等相談は、件数が少なかったため廃止し、税金相談は、時期に偏りがあるため、件数の多い時期に集中して開催するなど事業計画の見直しを図った。また、平成27年度からは実績報告書に分析結果のコメントを記載させるなど文書化の検討を図る。</p>	保健福祉部
147	番号65:会津新スタイル発信プロジェクト	<p>当該事業は、評価指標を設けておらず、事後評価を実施していない。農林水産部として全体的・総合的には評価しているものの、事業別には事業評価をしていない。事業ごとに、評価指標を設定し、その分析結果を文書化すべきである。</p>	<p>現地見学会の開催数及び参加人数、素材活用講座の開催数及び参加人数を評価指標と設定し、参加者へのアンケート実施結果を分析することで、事業評価を行った。</p>	農林水産部
148	番号66:会津の『農業・観光』復興支援事業	<p>当該事業は、評価指標を設けておらず、事後評価を実施していない。農林水産部として全体的・総合的には評価しているものの、事業別には事業評価をしていない。事業ごとに、評価指標を設定し、その分析結果を文書化すべきである。</p>	<p>モニターツアーの実施回数及び参加人数、プロモーション動画の作成数を評価指標と設定した。事業評価は、モニターツアーへ職員も同行し、参加者の反応・関心等を分析することで行った。</p>	農林水産部

頁	項目名	意見の内容	対応内容	対象部局
149	番号67:「がんばろう ふくしま！」地域資源活用・PR事業	<p>当該事業は、農林水産物の生産と加工の安全性のPRであり、平成23年度より継続してその事業が行われている。しかし、当該契約の委託期間は平成25年6月4日から平成26年3月28日までとなっており、年度当初の4月から5月まで事業が一度休止する期間が生じている。</p> <p>これにより、主要な農林水産物の種まき時期である4月から5月までPR活動を行うことが事実上困難となっている。また、当該期間はホームページの更新ができず、継続的なPR活動が阻害されている。また、当該事業は緊急雇用創出事業に位置付けられており、雇用者のノウハウ蓄積が高い事業効果に結び付けられているとして単年度更新を前提としながらも実質長期雇用となっている。雇用者は、雇用が継続されるか否か、毎年度4月から5月まで不安定な地位に置かれることとなる。</p> <p>事業の効果性の観点から、また、雇用者の雇用の場の確保、生活の安定を図るとい、緊急雇用創出事業の趣旨により合致した事業が行えるよう、事業内容やその特殊性に応じた継続事業を可能とする柔軟な制度設計を検討すべきである。</p>	<p>風評対策に効果のある事業であることから、継続した事業活動となるように、早期発注に努める。</p>	農林水産部
153	番号70:新生！ふくしまの恵み発信事業	<p>当該事業は、原子力災害に伴う県産農林水産物等の風評払拭に向けた戦略的、効果的な情報発信のあり方を検討するため、学識経験者、県内メディア各社、関係団体、県等で構成する「新生！ふくしまの恵み発信協議会」を設置している。協議会では、県産農林水産物の魅力及び安全性に関する効果的なPR手法の企画・提案、本県産農林水産物等の風評に関する情報・消費者意識等の各種データの収集・分析、PR効果の検証等を検討事項として年6回程度開催され、「福島県産農林水産物の風評払拭に向けたPR手法 報告書」により風評払拭に向けた戦略的、効果的な情報発信についての取りまとめを行っている。担当課からは、当該報告書によって一定の事後評価は行っているとの説明であるが、報告書は2月に発行されており、主に翌年度の予算策定に活用はしているものの、事業に関する年度総括は行っていないとのことである。委託事業の内容からは、数値的な評価指標は設けることは困難な側面はあるものの、契約期間を通じた結果の総括的な評価は行う必要がある。</p>	<p>平成27年2月に「新生！ふくしまの恵み発信会議」において、平成26年度事業実績報告書に基づき総括的な評価を行い、今後の事業展開として、実際の購買に繋がるようなPR手法、メディアに取り上げやすい発信方法、販路回復に向けた取組について、平成27年度事業計画に反映させた。また、平成27年度も同会議において事業の効果的な進め方について検討を継続している。</p>	農林水産部
156	番号71:「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト	<p>業務完了に当たり、実績報告書の他に「平成25年度 報告書」を受託者から受領しているが、当該報告書に基づいた事後評価をした文書が作成されていない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。</p> <p>なお、平成26年度の契約については、第4回の定点調査結果である「福島県風評被害対策事業 効果測定調査 第4回調査結果 報告書」の鑑に調査結果の評価をメモ書きしている。調査結果には、担当から次長まで回覧した証跡が残されていることから、改善は進められている。</p>	<p>平成26年度実績報告書に基づき、活動内容毎に、その評価と今後の方向性について検討し、課題等を明確に文書化した。これらをふまえ、27年度の事業を計画、実施している。</p>	農林水産部

頁	項目名	意見の内容	対応内容	対象部局
157	番号72:「がんばろうふくしま！応援店」等拡大事業	<p>当該事業は、平成23年度から行っている事業であり、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」において、消費者に対して安全な県産農林水産物に関する啓発活動を実施する販売店及び飲食店の登録数である「がんばろう ふくしま！」応援店の登録数を増加させることを目指しており、平成25年度の目標値として2,400店以上を掲げている。受託者の実績業務報告書では、応援店が2,239店と前年度比181店の増加ではあるが、目標値は達成していない。「ふくしま新生プラン」に目標値が設定されていることから、応援店の増加店舗数の評価が必要である。</p> <p>当該事業の目的が、県産農林水産物の消費拡大及び県産農林水産物を販売・使用して、県産農林水産物の安全性をPRしている「がんばろう ふくしま！応援店」の売上げの向上等を目指すことであることから、応援店からの県産農林水産物の売上げ拡大のための意見を求めることも必要であり、当該事業について総括的に評価を行うことにより、翌年度以降の効果的な計画策定に役立てるべきである。</p>	平成26年度事業実績報告書に基づき、応援店の店舗数等について総括的な評価を行い、今後の事業のありかた、展開方向として、引き続き安全・安心な県産農林水産物の魅力のPRを実施し応援店加盟を拡大することを、平成27年度事業計画に反映させた	農林水産部
158	番号73:FMラジオ放送を活用した地域産業6次化推進事業	<p>当該事業の目的は、地域産業6次化の商品をPRすること、及び地域産業6次化の取組の一層の促進を図ることであり、当該事業は福島県緊急雇用事業に位置付けられている。これらの目的については、事業費に対する人件費の割合とは直接的な関係がないため、事業費に対する人件費の割合を評価指標とすることに留まらず、これらの目的を評価するため、イベントのリスナー参加者数等、事業目的に沿った評価指標を設定し、当該事業の評価をする必要がある。</p> <p>当該評価指標を基に県として事業を評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげるべきである。</p>	予算計画の改善に有効となるような事業の評価指標について検討し、次年度以降の類似事業に反映させていく。	農林水産部
163	番号77:ふくしま大交流フェア催行業務委託	<p>当該事業は、イベントの来場者数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。</p> <p>また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。</p>	イベント実施結果を基に、運営に係る成功点・反省点等を記した総括書を作成し、翌年度以降の予算計画の改善につなげるとともに、適切なノウハウの引継ぎをしていく。	商工労働部
164	番号78:「日本一の酒処ふくしま」県産日本酒販路拡大・PR事業	<p>当該事業の実施に当たっては、商談会における飲食店への周知、取りまとめ、小売店への周知、取りまとめについて再委託を予定している。業務委託契約書第3条(権利義務の譲渡等)において、委託者の承認を得ない再委託を禁止している。</p> <p>今回の契約においては、県の承諾を記した書面が存在していない。ただし、見積書から再委託費及び再委託先が記載されており、契約当初から再委託が想定され合意形成がなされたと考えられる。</p> <p>再委託を原則禁止した趣旨を考慮し、受託者が再委託している相手先に対して、適正な発注方法が取られているかどうか、再委託先の指揮監督が行われているかどうか等について、検証内容を書面で残すことにより明らかにすべきである。</p>	事業の実質的な実施・監督は受託事業者が行っているものと判断し再委託手続きを行わなかったものであるが、指摘を受け、専門業者等の連携業務が発生する見込みがある際は再委託の事実を確認するとともに、再委託に該当する場合は適切に再委託手続きを行っていく。	商工労働部
165	番号78:「日本一の酒処ふくしま」県産日本酒販路拡大・PR事業	<p>別記、個人情報取扱特記事項第12条第2項において、「受託者が承諾に基づく個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。」と規定されている。今回の業務委託契約では、飲食店・小売店への周知及び取りまとめを再委託している。再委託の内容からは個人情報を取扱う可能性が高いことから、再委託先に遵守させるに当たって、書面を作成・保存し、検証結果の証跡を残すべきである。</p>	再委託先に個人情報の取扱いに関する遵守事項を書面で示すなど、適切な執行を行っていく。	商工労働部

頁	項目名	意見の内容	対応内容	対象部局
165	番号78:「日本一の酒処ふくしま」県産日本酒販路拡大・PR事業	業務完了後に提出された実施報告書に添付の収支報告書は、収入と支出が同額となっているが、担当課で作成した積算内訳や受託者から入手した見積書の各費目で計上されている金額と相違していることから、支出額の実態が収支報告書に反映されていない可能性がある。評価指標としている数値は、おおむね達成されているようではあるが、収支報告書による事後評価を行うためにも、実態を反映した委託費を把握する必要がある。	委託料の精算確認にあたっては実態を反映した委託費の精算確認を行っており、引き続き、精算確認の時点で見積書との比較を適宜行う事とし、適切な執行を行っていく。	商工労働部
168	番号81:FUKUSHIMAブランド海外イメージ回復事業	業務完了後に提出された委託料概算払精算書に添付の収支報告書は、収入と支出が同額となっているが、受託者から入手した見積書の各費目で計上されている金額と相違している部分があることから、収入の範囲内でのみ支出を記載することにより報告され、支出額の実態が収支報告書に反映されていない可能性がある。有利に価格交渉を進めるためにも実態を反映した委託費を把握する必要がある。	委託料の精算確認にあたっては実態を反映した委託費の精算確認を行っており、引き続き、精算確認の時点で見積書との比較を適宜行う事とし、適切な執行を行っていく。	商工労働部
168	番号81:FUKUSHIMAブランド海外イメージ回復事業	業務委託契約書において、受託者は委託者である県に対して仕様書に記載した成果品である実績報告書を提出しなければならない。しかし、担当課では実績報告書により、評価指標の達成状況・分析が行われていない。 担当課からのヒアリングでは、平成26年度においても同様の業務を行っており、平成25年度は28者が出店し、復興イメージ回復の点ではアピールできたが、個々の商品販売としては、出店数が多すぎて明確なイメージを作れなかったとの反省もあり、海外販路支援を中心として、4事業者へ絞り込んだとの回答を得ているが、前年度の事後評価結果を十分に分析した結果とは言い難い。 翌年度の事業計画や予算編成において改善点を反映させるためにも、県でのノウハウの蓄積も含め、事後評価・分析を十分に行う必要がある。	本事業については、海外での初の展示会出展ということで、現地のネットワークなどが十分でなかったため、評価指標の分析等は不十分であったが、次年度事業においては、展示会出展の成果などを踏まえ、今後の海外展開にあたっての評価分析を行う事としている。 また、事業終了後も展示事業者へのフォローアップも実施し、結果・成果について分析を行っていく。	商工労働部
170	番号82:FUKUSHIMAブランド海外イメージ回復事業(県産日本酒PR)	当該契約は、企画プロポーザル方式を実施する予定であり、当初旅行会社4者に案内をしたものの、1者のみから企画書の提出があり、結果的に単独随意契約となっている。担当部局による審査を行った上で決定はしているものの、複数の企画書と比較することにより、事業目的に最も合致した企画を選定できた可能性がある。今後、応募を辞退した旅行会社についても、その理由を確認し、企画プロポーザル方式に実効性を見出す必要がある。	今後、企画プロポーザル方式を採用するにあたっては、過去の実績等を踏まえ確実な応募が見込まれる業者への案内を行うこととし、企画プロポーザルを効果的に活用していく。また、応募等の辞退があった場合は、辞退の理由を確認し、以後の企画設計に反映していく。	商工労働部
170	番号82:FUKUSHIMAブランド海外イメージ回復事業(県産日本酒PR)	業務完了後に提出された実績報告書に添付の収支内訳書は、収入と支出が同額となっており、受託者から入手した当初の見積書の各費目で計上されている金額とも全くの同額となっている。収入の範囲内でのみ支出を記載することにより報告され、支出額の実態が収支報告書に反映されていない可能性がある。 今後、有利に価格交渉を進めるためにも実態を反映した委託費を把握する必要がある。なお、海外の精算分については、換算レート等も影響するが、担当課からのヒアリングでは、レート差については、受託者側で負担したとの説明を受けた。	委託料の精算確認にあたっては実態を反映した委託費の精算確認を行っており、引き続き、精算確認の時点で見積書との比較を適宜行う事とし、適切な執行を行っていく。	商工労働部
172	番号83: 県産品消費者理解情報発信事業	評価指標は、雑誌の掲載ページ及びその発行総数、プレゼント応募数、プレリリース先等、数値的なものではあるが、事業の事後評価に活用できるものではない。 委託内容として根拠の掲載の他に効果的な媒体等による情報発信とあるが、そのアクセス数の数値は把握していない。 電子媒体の方が、実績値を取りやすいので、数値を把握し事後評価に生かすべきである。	今後の同事業においては、媒体を問わず、効果測定を図り、数値を把握した上で次年度以降の事業実施に反映していく。	商工労働部
173	番号83: 県産品消費者理解情報発信事業	成果品として雑誌を入手しているが、当初から雑誌社と協議し掲載された記事や、その内容の一部を県のホームページに載せることが可能であれば、よりその効果を高められるものと期待できる。記事をそのまま載せられなくとも、一部でもホームページで紹介できれば、PR効果を高められるものと期待できるため、今後検討すべきである。	今後の同事業においては、雑誌に掲載された記事等の県ホームページへの掲載について委託事業者等と調整を図っていく。	商工労働部

頁	項目名	意見の内容	対応内容	対象部局
174	番号84: 県産品消費者理解促進事業	当該事業は、ふくしま応援シェフを活用した交流会を開催しているところ、参加者より会費を徴収し委託業者がこれを収受している。そして、委託業務契約書の中で、委託者が委託業務により発生した収入があると認めた時は、県にその返還を命じている。しかし、県は、会費徴収により委託業者に発生した収入につき、特に委託業者に報告を求めている。また、受託者より受理している収支決算書においても、委託業者が収受したその会費の額について明らかとなっていない。 したがって、透明性の観点から、委託事業遂行により発生した収入を適正に県に返還できるよう、受託業者より収入額に係る報告を文書で求める必要がある。	精査した結果、返還を求める事業収益はないことを確認し、その会費収入の収支についても決算書に追記した。 以後、委託事業遂行により収入が発生した場合は、収入を適正に県に返還できるよう、受託業者より収入額に係る報告を文書で求めることとした。	商工労働部
175	番号86: ふくしま大交流フェア催行業務委託(消費者と被災地の生産者等の交流イベント)	当該事業は、イベントの来場者数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。 また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。	イベント実施結果を基に、運営に係る成功点・反省点等を記した総括書を作成し、翌年度以降の予算計画の改善につなげるとともに、適切なノウハウの引継ぎをしていく。	商工労働部
177	番号88: 重点市場における市場調査事業	受託者から詳細な結果概要【まとめ】を入手しているが、当該結果を受けて次期の方向性を検討している証憑(ひょう)が確認できなかった。今回の委託業務の結果を受けて、該当する3市場(韓国、中国及び台湾)に対してどのようにアクションしているかも確認できない状況となっている。なお、市場調査委託業務は、翌年度において他の市場で行っているが、今回の委託業務との関連性も確認できなかった。継続事業であるため、年度ごとの事後評価を適切に行う必要がある。	当該調査事業を含め市場動向を反映を反映させ事業の構築を行っているが、より見える形での事業構築を行っていく。	商工労働部
179	番号89: 中国観光プロモーション事業	当該事業については、詳細な実施報告書を入手し、実施報告書の中で本事業の総括が行われ、課題・提案が行われているが、県としての評価を行っていない。中国人観光客の宿泊数を震災前まで回復することが目的であり、中長期的な取組が必要であることから、担当課としても当該事業について評価を行い、翌年度以降の効果的な計画策定に役立てるべきである。	これまでも前年度の事業結果や市場動向を反映した事業構築を行っているが、より中期的視野からの事業評価及び構築を実施していく。	商工労働部
180	番号90: 福島県台湾観光プロモーション事業	官公庁宿泊統計資料による台湾からの福島県内延べ宿泊者数は平成22年13,290人であったが、平成23年は3,860人に減少し、その後、徐々に回復傾向にあり、平成25年8月の汚染水問題後も増加している。当該事業の実績報告書によると、台湾のコンビニエンスストアを活用した店内モニターへの放送、インターネット、Facebook、メールマガジン及び雑誌を活用し、約3,600名の福島旅行応募者があった。 しかし、台湾からの旅行者は震災前の水準の半分以下の状況であり、今後も旅行者の増加に向けた取組が必要である。当該事業の総括した文書を作成し、今後のプロモーション活動に役立てるべきである。	旅行者の増加に向けて、今まで行ってきた事業の結果を踏まえたプロモーション活動を実施していく。	商工労働部
182	番号91: 韓国風評払拭緊急対策事業	韓国国内にて、福島原発の汚染水問題が繰り返し報道され、福島県に対する不安が高まっていることを認識している。官公庁宿泊統計資料による韓国からの福島県内延べ宿泊者数は平成22年43,520人であったが、平成23年は3,860人に減少し、その後、徐々に回復傾向がみられたが、平成25年8月の汚染水問題後は減少に転じている。 当該事業は、本県への旅行商品造成と韓国人観光客の誘致につなげることを目的としており、韓国旅行会社及びメディアを招へいし、新聞、雑誌、ブログ等への掲載は行われたものの、今般造成した旅行商品は実際には催行されなかったことから、効果は限定的であると考えられる。 アンケート結果からは、福島県に対する放射能汚染の不安がみられる。今後も福島県の現状を正しく認識してもらうための活動は継続的に行っていく必要がある。	引き続き安心・安全の取り組みの発信等、風評払拭へ向けたプロモーション活動を継続して実施する。	商工労働部

頁	項目名	意見の内容	対応内容	対象部局
182	番号91: 韓国風評払拭緊急対策事業	<p>当該事業委託契約は契約日が平成26年1月31日で事業期間は約2か月と短期であったことから、スキーに関しては新聞雑誌の掲載時期がシーズン終盤(3月)であること、ゴルフに関しては一部クローズしているゴルフ場を訪問せざるを得ないといったことから、当該事業の効果について十分な評価が必要である。</p> <p>また、当該事業について参加者のアンケートを含めた実績報告書を入手しているものの、実際に掲載された新聞、雑誌及びブログの内容の確認並びに旅行企画の実績を総括した文書は作成されていないことから、PDCAサイクルのチェック機能が十分に発揮されているとは言い難い状況にある。</p> <p>評価指標は震災前の宿泊者数まで回復することであり、中長期的な取組が必要であることから、当該事業について総括を行い、翌年度以降の効果的な計画策定に役立てるべきである。</p>	効果的な事業実施期間を設定するとともに事業成果の的確な把握を行い、風評払拭に向けた中長期的な取組を実施する。	商工労働部
184	番号92: 福島県観光素材発信事業	<p>委託料等の額の確定調書において、「成果報告書等の内容を審査した結果、事実適合することが確認されたので、上記のとおり委託料等の額を確定してよろしいか伺います。」という伺いに当たっての検討した事実が記載されている。</p> <p>当該委託業務の具体的な内容として、中通り、浜通り及び会津地方それぞれの魅力を、外国人観光客が興味を持つテーマ、題材を用いて盛り込み、「福島の滞在が楽しい」ということが伝わるよう、4又は5名程度の登場人物が生き生きと福島のPR及び説明を行うこと、重要な情報については、ナレーション等により、視聴者が理解しやすいよう工夫すること、映像の制作については、現地ロケ(県内ロケ)を行うこと等が規定されている。実際にDVDを視聴した結果として、上記の映像内容が網羅されているか否かについて、審査した結果として文書化しておくことが必要である。</p>	動画事業に関して仕様書の内容が反映されているか審査した結果を文書化することを検討していく。	商工労働部
185	番号93: 福島県教育旅行再生事業	<p>委託契約書第11条(委託料の支払)第4項において、委託料の一部を概算払することができることとなり、受託者は、委託料概算払請求書により一部概算払を受けている。当該事業は11月から年度末までの委託期間であるが、着手時期が遅かったこともあり、当初想定した業務を完了することができなかった。業務が完了しなかったことについては、担当部局も了解していることではあり、変更契約を締結することなく、精算時に委託料を減額することとなった。概算払を行った場合には、委託概算払精算書に添えて収支決算書を提出することとなっているが、提出を受けた収支決算書は、変更後の収入額により作成されている。本来は、収支決算書の収入額は当初の契約金額で記載すべきであり、収支差額を明確にする必要がある。</p>	収支報告書については収支内容を明らかにしたものを提出するよう求め、精算額の検証を行っていく。	商工労働部
189	番号96: プレDC直前首都圏観光キャラバン事業	<p>当該事業の受託者である株式会社ジェイアール東日本企画仙台支店は、別の委託契約の締結を行っている。他の委託業である「温泉等をいかした周遊観光魅力づくり事業」については、専門業者への再委託を行うとして、再委託の協議を行い、再委託承諾書を取り交わしている。再委託の内容はパンフレット・ツール及びPRツールの制作・印刷・発送、Webサイトの制作並びに事務局の運営業務であり、当該事業についても同様の業務が含まれている可能性がある。</p> <p>当該事業については、再委託の協議を行っていないようであるが、業務完了に当たっては、再委託の事実がないかを再度確認した上で、支払を行うべきである。</p>	専門業者等の連携業務が発生する見込みがある際は再委託の事実を確認するとともに、再委託に該当する場合は適切に再委託手続きを行っていく。	商工労働部
190	番号97: スキーエリア誘客プロモーション対策業務	<p>当該事業に係る契約は、精算払となっている。そして、受託者より収受する請求書のみでは収支内容が明らかとなっていない。したがって、当該請求書のみでは精算払額が適正な支出であるか検証を行うことが困難である。</p> <p>透明性の観点から受託者より収支内容の詳細が明らかである収支報告書を徴取し、見積額と実績額を比較し、事後的な検証を行うべきである。</p>	成果確認時において、受託者からの聞き取り等により内容を確認しているところであるが、意見を受け、今後は、実績報告等をもとに実績額の内容を確認するとともに、見積額との比較を行いながら、事後的な検証を行い、事業の適切な執行を図っていく。	商工労働部
192	番号98: 大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業(周遊誘客宝探し事業)	<p>当該事業は、延べ参加人数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。</p> <p>また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。</p>	実績報告等を基に県として事業の評価・分析を行い、結果について職場内での適切な共有化を図ることとする。	商工労働部

頁	項目名	意見の内容	対応内容	対象部局
193	番号99:「旅フェア日本2013」出展業務	県としては、当該事業に係る設計書金額を算定することが困難であることから、委託契約予定者からの見積金額を参考に設計書を作成していると思われる。設計書、予定価格、見積書、収支決算書及び請求書のいずれの金額も同額となっている。業務完了後の請求書においては、出展業務一式として明細が不明となっている。今後同様の委託業務が発生した場合に備えて、請求内訳を明示すべきである。	以後の委託契約においては、請求内訳がわかる請求書の提出を求めることとした。	商工労働部
194	番号100: 県内周遊観光魅力づくり推進事業「温泉等をいかした周遊観光魅力づくり事業」	当該事業については、概算払は行っていないものの業務完了届に併せて収支決算書が提出されている。しかし、収入額の記載が漏れており、収支決算書としては不完全である。 したがって、受託事業者より適正な収支決算書徴取の上、検査を行う必要がある。	以後の委託契約については、収入額の記載がある収支決算書を徴取することとした。	商工労働部
195	番号100: 県内周遊観光魅力づくり推進事業「温泉等をいかした周遊観光魅力づくり事業」	当該事業における設計書は、見積書、収支決算書及び請求書のいずれも総計が一致していることから、委託契約予定者からの資料に基づいて作成されたものと推定することができる。見積書、収支決算書及び請求書の内訳は全て同額となっているが、設計書上の項目とは相違している。 事業の終了に当たっては、各項目の金額の相違について、分析することも含めて事後評価を行うことが必要である。	意見を受け、以後の委託契約については、設計書との金額の相違も含めて、さらに事後評価を行っていく。	商工労働部
196	番号101: 日本一の観光地づくり推進事業「おもてなし研修会開催事業」	当該事業は、延べ参加人数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度及び翌々年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。 また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果を文書化すべきである。	実績報告等を基に県として事業の評価・分析を行い、結果について職場内での適切な共有化を図ることとする。	商工労働部
196	番号101: 日本一の観光地づくり推進事業「おもてなし研修会開催事業」	当該事業に係る契約は、精算払となっている。しかし、受託者より収受する請求書のみでは収支内容が明らかとなっていない。当該書類のみでは精算払額が適正な支出であるか検証を行うことが困難である。 透明性の観点から受託者より収支内容の詳細が明らかである収支報告書を求め、見積額と実績額を比較し、事後的な検証を行うべきである。	成果確認時において、受託者からの聞き取り等により内容の確認をしているところであるが、今後は、実績報告等をもとに実績額の内容を確認するとともに、見積額との比較を行いながら、事後的な検証を行い、事業の適切な執行を図っていく。	商工労働部
197	番号102: 日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」	当該事業は、ワークショップ参加人数を評価指標と掲げている。しかし、県は受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告をもとに、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善に繋げる必要がある。 また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。	実績報告等を基に県として事業の評価・分析を行い、結果について職場内での適切な共有化を図ることとする。	商工労働部
197	番号102: 日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」	県は、受託者から見積書を徴取しており、当該見積金額に基づき契約を締結している。しかし、当該見積書において、ファシリテーターにかかる経費単価が、社会通念に照らして高価であり、その積算根拠が不明瞭な項目が見受けられる。 透明性の観点から、適正な根拠に基づいた見積金額を基に契約を締結すべく、県は、当該経費の単価設定根拠について検証した書面を文書にして残す必要がある。	受託者から見積書を徴取する際には、単価の設定根拠について検証していく。	商工労働部
198	番号102: 日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」	当該事業に係る契約は、精算払となっている。しかし、受託者より収受する請求書のみでは収支内容が明らかとなっていない。当該書類のみでは精算払額が適正な支出であるか検証を行うことが困難である。 透明性の観点から、受託者より収支内容の詳細が明らかである収支報告書を求め、見積額と実績額を比較し、事後的な検証を行うべきである。	成果確認時において、受託者からの聞き取り等により内容の確認をしているところであるが、今後は、実績報告等をもとに実績額の内容を確認するとともに、見積額との比較を行いながら、事後的な検証を行い、事業の適切な執行を図っていく。	商工労働部

頁	項目名	意見の内容	対応内容	対象部局
199	番号103: 日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」	当該事業は、ワークショップ参加人数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。 また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。	実績報告等を基に県として事業の評価・分析を行い、結果について職場内での適切な共有化を図ることとする。	商工労働部
199	番号103: 日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」	当該事業に係る契約は、精算払となっている。しかし、受託者より収受する請求書のみでは収支内容が明らかとなっていない。当該書類のみでは精算払額が適正な支出であるか検証を行うことが困難である。 透明性の観点から受託者より収支内容の詳細が明らかである収支報告書を求め、見積額と実績額を比較し、事後的な検証を行うべきである。	成果確認時において、受託者からの聞き取り等により内容の確認をしているところであるが、今後は、実績報告等をもとに実績額の内容を確認するとともに、見積額との比較を行いながら、事後的な検証を行い、事業の適切な執行を図っていく。	商工労働部
201	番号105: 子ども「ふるさと福島」魅力発掘プロジェクト事業	当該事業は、その成果が数値的に把握できる内容が含まれており、また事業が平成26年度に継続している。しかし、県は、審査した結果や事業評価の結果を文書化していない。事業評価結果等を文書化することにより、ノウハウの蓄積を図り、翌年度及び翌々年度以降の事業に反映していく必要がある。	実績報告等を基に県として事業の評価・分析を行い、結果について職場内での適切な共有化を図ることとする。	商工労働部
202	番号106: 大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業(山手線ラッピングトレイン)	当該事業は、ふくしまデスティネーションキャンペーン(以下「DC」という。)の一環であるとの位置付けではない。しかし、当該企画によるPRはDCへの波及効果が期待されているところである。ふくしまプレDCについては、福島県観光キャンペーン事例集に事後評価を記載しているが、山手線ラッピングについては記載をしていない。 PRについては、評価指標を設けることが困難ではあるが、何らかの事後評価を行うことにより、DCに向けた効果的な事業展開を図るべきである。	今後とも事業執行については適切な事後評価を行い、効果的な事業展開を図っていく。	商工労働部
203	番号107: 首都圏PRキャラバン・旅行AGT連携事業	当該事業は、福島県財務規則第269条第2項及び施行通達第269条関係2の(8)に基づき見積書の徴取は省略されている。これは事業目的達成のための具体的な手法を受託者に委ねるものである。予定価格は事業の必要額を積算したものであり、業務完了後は事業費について精算することになっている。積算書については、過去の実績に基づいて算定されているとの説明を受けたが、収支決算書によれば、当初の収入額と支出額が同額となっている。積算書と収支決算書の支出項目は対応しておらず、業務遂行に当たり実際に要した支出額であるかどうか分析することは困難な状況となっており、実際の支出額が超過しているか否か判断することはできない。 したがって、県は、受託業者より見積書を徴取し、分析することが必要である。	必要に応じ受託者から見積書を徴取し、積算額等の分析を行っていく。	商工労働部
206	番号109: 福島空港送客促進対策事業(県内TV広報)業務委託	当該事業は、空港利用者増を評価指標としており、他の事業とともにその利用者数の向上を目的としている。しかし、当該事業の業務内容は県内におけるTV広報であり、空港利用者の増加とTV広報との間に直接的な因果関係が認められず、当該事業の評価を客観的に測定することは困難である。 空港利用者増の評価指標に合わせて、視聴率調査、視聴者によるアンケート調査等を実施し、当該番組の認知度向上等、県民の意向に沿った広報を行えるよう、測定可能な適切な評価指標を取り入れるべきである。	広報番組において視聴者からの意見を取り入れて施策に反映させるための枠組みを構築していく。	商工労働部
212	番号115: 企業誘致活動・広報強化事業「雑誌広告等制作・掲載」業務委託	評価指標は新聞・雑誌の掲載形態、チラシ枚数等の具体的な数値指標ではあるものの、事業の事後評価に活用できる指標ではない。 当該事業の目標としては、東日本大震災からの復旧・復興への取組や立地環境のPR、平成26年2月7日開催の「福島県企業立地セミナー」の告知である。したがって、他の部局において、問合せ件数、企業立地成約件数、セミナー参加人数等を把握しているデータを入手し、適切な評価基準を設定すべきである。	評価指標を「企業立地セミナー参加企業数および参加人数」と改める。	商工労働部